

里親を必要としている 多くの子どもがいます

さまざまな事情で自分の家族と暮らせない子どもがいます。里親制度はそのような子どもたちを家庭の温かさのもとで養育するものです。本市は、関係機関と連携しながら、この取り組みを応援していきます。



問 家庭支援課 ☎ 0263⑤0891

里親には種類があります

- 養育里親（委託期間は、数週間から数年間と多様）
家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親のことです。
- 養子縁組里親（法的な親子関係）
養子縁組によって子どもと法的な親子関係を結ぶことを前提として養育する里親のことです。

Q&A

里親になるために
資格は必要ですか？

A 所定の研修を受けるなど、一定の要件を満たせば、特別な資格は必要ありません。

子育て経験がなくても
里親になれますか？

A 里親として子どもを迎えるために必要な知識などは、登録前の研修で身に付けることができます。児童相談所、乳児院、市町村などの職員と一緒に養育を支援します。里親会による支援もあります。

子どもは養子に
なるのですか？

A 養子縁組を前提とする里親もありますが、事情があって自分の家族と暮らせない子どもを一定期間養育していただく「養育里親」という里親もあります。里親＝養子縁組ではありません。

対象となる子どもは
どのような
子どもですか？

A 保護者の死亡、行方不明、傷病による入院、虐待などの事情から自分の家族と暮らせなくなった子どもが対象です。年齢は、0歳から原則18歳未満ですが、必要に応じて20歳になるまで対象となります。

中信地区里親会会長 インタビュー



孝貴さん
梯子さん

「家庭」という居場所を

子育ての経験をしたという思いから里親登録をしました。これまでに、特別養子縁組や里親委託といった形で子どもたちと関わってきました。

里親委託では、最初は緊張もありましたが、子どもが自転車に乗れるようになるなど、子どもの成長を感じられることがうれしいです。また、元の家庭で生活できることが一番の幸せだと思うので、そのお手伝いができることにもやりがいを感じています。家庭という居場所を求めている子どもたちのために、多くの人に里親制度を知っていただき、一緒に活動できればうれしいです。

里親さんを募集しています

問 松本児童相談所 ☎0263⑨3370

さまざまな事情で、自分の家族と暮らせない子ども（0～17歳）を一定期間預かっていただく「家庭」を募集しています。

子どもたちの健やかな育ちのために、家族の一員として迎え、子どもが温かい家庭で育つ機会を一緒につくりませんか。

問 松本赤十字乳児院 ☎0263③5206

おおむね0～3歳の子どもについては、松本赤十字乳児院も協力して、里親募集・支援を行っています。